(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア　〔指導項目〕の(1)については，農業科に属する他の科目と関連付けながら科目全体で科学的かつ創造的に学習を進めるように扱うこと。

イ　〔指導項目〕の(2)については，農山村と都市の現状を考察し，それらに合わせた異業種との連携及びそこから生み出される地域資源の活用について扱うこと。

ウ　〔指導項目〕の(3)については，国内外の地域資源活用に関する取組について取り上げ，生徒自らが身近な地域資源を理解し，その活用を実践できるように扱うこと。

エ　〔指導項目〕の(4)及び(5)については，地域調査から地域の価値を見いだし，魅力を伝える取組についてプロジェクト学習を通して扱うこと。

オ　〔指導項目〕の(5)については，地域資源の活用におけるユニバーサルデザイン化及び地域振興活動の指標を定める評価方法について基礎的な内容を扱うこと。

カ　〔指導項目〕の(6)については，地域資源の活用に関する実践的な活動を行うこと。なお，起業や六次産業化に関わる内容についても扱うこと。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，農業の見方・考え方を働かせ，安定的な食料生産と環境保全及び資源活用の視点で捉え，持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けるなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

(2) 農業に関する各学科においては，「農業と環境」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 農業に関する各学科においては，原則として農業科に属する科目に配当する総授業時数の10分の５以上を実験・実習に配当すること。また，実験・実習に当たっては，ホームプロジェクトを取り入れることもできること。

(4) 地域や産業界，農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(5) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

2　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 農業に関する課題について，科学的な根拠に基づくプロジェクト学習などによる課題解決に向けた主体的・協働的な調査や実験などを通して，情報分析，考察，協議などの言語活動の充実を図ること。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう工夫すること。

3　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。